

重度障がい者の医療費を助成します

国保年金課 公費医療係 (☎内線305・315)

ページID:3354



手続き

| 所得の上限額   |         |           | 【高校生以上の場合】 | 【中学生の場合】  |
|----------|---------|-----------|------------|-----------|
| 扶養親族などの数 | 所得額     |           | 扶養親族などの数   | 扶養義務者の所得額 |
|          | 障がい者本人  | 配偶者と扶養義務者 |            |           |
| 0人       | 360.4万円 | 628.7万円   | 0人         | 622万円     |
| 1人       | 398.4万円 | 653.6万円   | 1人         | 660万円     |
| 2人       | 436.4万円 | 674.9万円   | 2人         | 698万円     |
| 3人       | 474.4万円 | 696.2万円   | 3人         | 736万円     |
| 4人       | 512.4万円 | 717.5万円   | 4人         | 774万円     |
| 5人       | 550.4万円 | 738.8万円   | 5人         | 812万円     |
| 以降1人につき  | 38万円加算  | 21.3万円加算  | 以降1人につき    | 38万円加算    |

申請手続きにより、重度障がい者の医療費を助成する制度があります。

**対象者** 次の①～④いずれかの手帳を持つ中学生以上の人

①身体障害者手帳1級・2級

②療育手帳A

③精神障害者保健福祉手帳1級

④身体障害者手帳3級かつ療育手帳B

※生活保護を受けている人は対象外です。

※所得制限などの条件があります。

**助成内容** 福岡県内の医療機関1カ所ごとに、健康保険適用の医療費の本人負担額が次の金額になります。県外で受診した場合は申請により差額を助成します。

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 通院  | 月500円(上限)                     |
| 入院  | 1日あたり500円(非課税世帯は300円)(月20日限度) |
| 調剤  | 無料                            |
| 対象外 | ・入院時の食事代や個室代<br>・精神病院での入院     |

※10月から子ども医療費助成制度の範囲が拡大します。小学生以下の人は通院・入院時、中学生・高校生世代の人は入院時、子ども医療証を使ってください。

**手続きに必要なもの**

- ・上記①～④の手帳
- ・健康保険証
- ・本人と扶養義務者の所得証明書(令和6年1月2日以降に転入してきた人のみ)または所得照会に係る同意書
- ・マイナンバーカード、または個人番号通知カードと本人確認書類

子ども医療費助成の対象を高校生世代まで拡大します

国保年金課 公費医療係 (☎内線305・315)

ページID:2293



医療

| 変更前   |        |          | 変更後   |     |          |
|-------|--------|----------|-------|-----|----------|
| 区 分   | 入 院    | 入院外(通院)  | 区 分   | 入 院 | 入院外(通院)  |
| 3歳未満  | 無 料    | 無 料      | 3歳未満  | 無 料 | 無 料      |
| 就学前   | 500円/日 | 600円/月   | 就学前   | 無 料 | 無 料      |
| 小学生   | 500円/日 | 1,200円/月 | 小学生   | 無 料 | 無 料      |
| 中学生   | 500円/日 | 1,600円/月 | 中学生   | 無 料 | 1,200円/月 |
| 高校生世代 | 助成対象外  |          | 高校生世代 | 無 料 | 1,600円/月 |

**注意事項**

- ・上記は、医療機関1カ所ごとの健康保険対象医療費の本人負担額です。
- ・調剤薬局での薬代には本人負担はありません。

令和6年10月から子ども医療費の助成の対象を高校生世代まで拡大し、これまでの対象に対しても本人負担額を軽減します。

**子ども医療証を交付します**

現在、本市子ども医療証を持ち、引き続き対象となる人には9月下旬に新しい医療証を送付します。

新しく対象になる高校生世代の人には6月下旬に市から申請書を送付しています。必要事項を記入し、対象のお子さんの保険証のコピーを添付して返送してください。

※保護者が本市に住む人で、お子さんが本市に住民登録している場合は問い合わせる場合があります。

**重度障がい者医療証・ひとり親家庭等医療証を持つ人は**

小学生以下のお子さんは子ども医療が優先されます。重度障がい者医療証、ひとり親家庭等医療証は交付されません。

中学生・高校生世代は、入院の場合は子ども医療証を利用し、通院の場合は重度障がい者医療証またはひとり親家庭等医療証を利用してください。子ども医療と比較して本人負担額がより軽減されます。

ひとり親家庭などへ医療費を助成します

国保年金課 公費医療係 (☎内線305・315)

ページID:1198



手続き

申請手続きにより、ひとり親家庭などへ医療費を助成する制度があります。

**対象者** 本市に居住し住民基本台帳に記載がある、18歳までの児童を養育するひとり親家庭の人および児童

※児童とは18歳の誕生日後の3月31日まで(4月1日生まれば前日まで)。

※生活保護を受けている人は対象外です。

※所得制限などの条件があります。

| 所得の上限額   |        |        | (令和6年10月1日現在) |        |
|----------|--------|--------|---------------|--------|
| 扶養親族などの数 | 所 得 額  |        | 本 人           | 扶養義務者  |
|          | 0人     | 192万円  | 236万円         | 236万円  |
| 1人       | 230万円  | 274万円  | 274万円         | 274万円  |
| 2人       | 268万円  | 312万円  | 312万円         | 312万円  |
| 3人       | 306万円  | 350万円  | 350万円         | 350万円  |
| 以降1人につき  | 38万円加算 | 38万円加算 | 38万円加算        | 38万円加算 |

**助成内容** 福岡県内の医療機関1カ所ごとに、健康保険適用の医療費の本人負担額が次の金額になります。県外で受診した場合は申請により差額を助成します。

|     |                  |
|-----|------------------|
| 通院  | 月800円(上限)        |
| 入院  | 1日あたり500円(月7日限度) |
| 調剤  | 無料               |
| 対象外 | 入院時の食事代や個室代      |

**申請に必要なもの**

- ・健康保険証
- ・戸籍謄本申請する親と子の名前、ひとり親家庭になった事由の記載があるもの
- ・本人と扶養義務者の所得証明書(本年1月2日以降の転入者のみまたは所得照会に係る同意書)
- ・マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと本人確認書類

※10月から子ども医療費助成制度の範囲が拡大します。小学生以下の人は通院・入院時、中学生・高校生世代の人は入院時、子ども医療証を使ってください。

国民年金付加保険料を納付すると年金受給額を増やせます

国保年金課 国保年金係 (☎内線306)  
南福岡年金事務所 ☎(552)6128



手続き



手続き

重度障害者福祉手当を支給します

福祉課 障がい福祉係 (☎内線365)

**対象者** 農業、自営業、学生などの国民年金第1号被保険者

※国民年金基金加入者、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けている人は対象外。

**申請方法** 本人確認書類と年金手帳または年金番号通知書をもって、国保年金課または南福岡年金事務所まで申請してください。

**計算方法** 1年あたり加算される付加年金額Ⅱ

**支給対象者** 本年9月1日に本市に居住し、住民基本台帳に登録がある、次の①～③のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳1・2級所持者

②療育手帳A所持者

③精神障害者保健福祉手帳1級所持者

※他市町村が援護の実施者である場合は対象外です。本市が援護する

月々の国民年金保険料に付加保険料月額400円を追加納付すると、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。

他市町村施設入所者は対象です。

※市民税課税世帯のうち所得割額が20万円以上の世帯は対象外です。

**支給期日** 令和7年1月下旬予定

**申請方法** 9月下旬に対象者へ申請書類を郵送するので、提出してください。

**提出期限** 10月18日(金)

【例】10年間付加保険料を納付した場合

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 納付する付加保険料額 | 400円×10年間(120ヵ月)<br>=4万8千円        |
| 加算される年金額   | 200円×120ヵ月<br>=2万4千円が <b>毎年加算</b> |

200円×付加保険料納付月数

※2年間受給すれば納めた付加保険料と同じ金額を受け取れます。

地域の「老人クラブ」に参加しませんか

高齢者支援課 高齢者支援係 ☎(929)3210



行政



おけいごと発表会



コーラス



ダーツ大会



囲碁大会

**対象年齢** 60歳以上  
**活動内容** 月例会、軽スポーツ、趣味教養サークル、健康体操、地域清掃奉仕、親睦旅行、児童の登下校見守り、一人暮らし高齢者訪問、スマホ教室、eスポーツ体験など  
**活動場所** 地域の公民館、共同利用施設  
**会費** 年間1千500円～4千円程度  
※加入を希望する人は、長寿クラブ連合会へ。  
**太宰府市長寿クラブ連合会**  
事務局 ☎(921)4343  
(月・木曜 午前9時～正午)

老人クラブは「健康・友愛・奉仕」を三大目標に活動する高齢者の自主活動団体です。  
歩ける距離で通える場が欲しい・話し相手や友だちを作りたい高齢者の皆さん、参加しませんか。新しい出会いが待っています。

児童手当の内容が拡充されます

保育児童課 児童福祉係 ☎内線316

ページID:36222



手続き

改正内容

| 区分       | 改正前                                | 改正後(令和6年10月～)   |          |
|----------|------------------------------------|-----------------|----------|
|          |                                    | 改正後(令和6年10月～)   | 第3子以降3万円 |
| 3歳未満     | 1万5千円                              | 1万5千円           |          |
| 3歳～小学校修了 | 1万円<br>第3子以降 1万5千円                 | 1万円             |          |
| 中学生      | 1万円                                | 1万円             |          |
| 高校生年代    | なし                                 | 1万円             |          |
| 所得制限     | 前年度の所得により変動<br>(児童手当・特例給付に該当しないこと) | なし              |          |
| 第3子への算定  | 高校生年代まで                            | 大学生年代まで         |          |
| 支給回数     | 年3回(2・6・10月)                       | 年6回(偶数月) 初回は12月 |          |



**対象者** 次の①～③いずれかに該当する人  
① 所得超過により現在児童手当を受給していない  
② 高校生年代以上の子のみを養育している  
③ 支給対象児童を含めて大学生年代までの子を3人以上養育している  
※ 養育している子であることが条件です。  
**申請期限** 本年9月2日(月)～30日(月)  
※ ただし、令和7年3月31日(月)までに提出した場合は本年10月分からの拡充後の手当をさかのぼって支給します。  
**申請方法** 保育児童課窓口で手続きしてください。  
**持ってくるもの** 健康保険証、マイナンバーがわかるもの、請求者名義の銀行口座がわかるもの(請求者は原則、養育者のうち所得が高い人)

本年10月の児童手当の法改正により、支給対象・要件が広がります。次の人は新たに申請が必要です。

敬老事業に関するお知らせ

高齢者支援課 高齢者支援係 ☎(929)3210



行政

**敬老事業**  
77歳以上の高齢者を対象に、各自治会で敬老会の開催や記念品の配付など、長寿をお祝いする敬老事業が行われます。各自治会からのお知らせを確認してください。  
**敬老祝品・敬老祝金**  
88歳と99歳の皆さんには敬老祝品としてカタログギフトを送付します。  
100歳の皆さんには2万円を敬老祝金として贈呈します。

| 対象年齢   | 祝品・祝金   |
|--------|---------|
| 88・99歳 | カタログギフト |
| 100歳   | 2万円     |

※年齢は令和7年3月31日現在を基準にしています。

全国家計構造調査を実施します

経営企画課 企画政策係 ☎内線548



行政

**調査期間** 10月～11月  
**調査対象地域** 朱雀1・2丁目、青葉台2・4丁目、長浦台4丁目の各一部  
**調査方法** 調査を依頼する市内約50世帯を調査員が訪問し、調査書類を配付します。  
**回答方法** 次の①②いずれかの方法を選択できます。  
① インターネット回答  
② 調査票を調査員に提出  
※一部、郵送により提出する方法もあります。  
**調査に関する問い合わせ** 総務省統計局全国家計構造調査コールセンター ☎0570(02)7272 (ナビダイヤル) ☎03(6628)7882 (IP電話)

総務省統計局では、全国約9万世帯を対象に、家計における消費・所得・資産と負債の実態を総合的に把握し、その構造を全国的・地域別に明らかにする目的で調査を実施します。

ひきこもり状態にある人に関するアンケート調査を実施します

生活支援課 生活支援係 ☎内線375  
ページID:35900



行政

**対象者**  
・ 市内在住の15歳以上(中学生除く)の「ひきこもり」状態にあると思われる人  
・ 「ひきこもり」状態にある人の家族または関係が深い人(近隣住民なども含みます)  
**アンケート回答方法** 二次元コードからアンケートフォームへアクセスして回答してください。  
**回答期間** 9月1日(日)～30日(月)  
**ひきこもりに関する相談窓口があります**  
福岡県ひきこもり地域支援センターでは、社会的ひきこもり状態にある本人と家族の相談を電話・来所などにより受け付けています。  
☎092(582)7530



周りに相談しづらい「ひきこもり」について、本市における実態を把握し、今後の施策の検討や支援に繋げていくためにアンケートを実施します。

新1年生の健康診断を実施します

学校教育課 義務教育係 ☎内線478  
ページID:36268



教育

9月中旬ごろまでに新1年生への健康診断の通知を対象世帯へ発送します。届かない場合は問い合わせてください。  
同日は就学相談も行いますので心配ごとがあれば気軽に相談してください。  
**対象者** 令和7年4月に小学校に入学する児童(平成30年4月2日～平成31年4月1日までに生まれた人)

| 期 日       | 受付時間    | 対象校区・場所 |
|-----------|---------|---------|
| 10月2日(水)  | 午後2時～3時 | 太宰府南小学校 |
| 10月3日(木)  |         | 水城西小学校  |
| 10月16日(水) |         | 太宰府西小学校 |
| 10月24日(木) |         | 国分小学校   |
| 10月30日(水) |         | 太宰府東小学校 |
| 10月31日(木) |         | 水城小学校   |
| 11月5日(火)  |         | 太宰府小学校  |

※予定ですので自宅に届く通知を確認してください。